

国立社会保障・人口問題研究所における日本学術振興会の特別研究員等の受入に関する規程

平成31年3月1日

〔 所 長 伺 い 定 め 〕

(目的)

第1条 国立社会保障・人口問題研究所（以下「研究所」という。）における独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の特別研究員（PD及びRPD）及び外国人特別研究員の受入に関しては、日本学術振興会の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(受入の許可)

第2条 内外の研究者であって、研究所を研究に従事する予定の機関として日本学術振興会の特別研究員（PD及びRPD）又は外国人特別研究員へ申請を行おうとするものは、受入研究者を経由して、様式1による学振研究員受入申請書を所長に提出しなければならない。

2 前項の学振研究員受入申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書（様式2）
- (2) 誓約書（様式3）
- (3) その他所長が必要と認める書類

(許可の要件等)

第3条 所長は、前条第1項の規定による学振研究員受入申請書の提出があった場合において、申請の内容が、研究所と関係機関との連携を深め、研究所の研究の発展に貢献し、かつ、研究所の運営に支障がないと特に認められるときに限り、許可をすることができる。この場合においては、研究計画委員会及び部長会に諮るものとする。

2 所長は、前項の許可をしたときは、様式4による受入許可書を交付するものとする。

3 所長は、第1項の許可をしたときは、日本学術振興会電子申請システム（以下「学振システム」という。）の申請用ID及びパスワードを付与するものとする。ただし、外国人特別研究員（海外推薦の場合に限る。次項において同じ。）に係る許可については、この限りでない。

4 受入研究者は、第1項の許可があった後でなければ、外国人特別研究員について、

推薦機関への申請に必要な受入承諾書その他の文書を作成し、行使してはならない。
(許可の効力等)

第4条 前条第1項の許可は、日本学術振興会に不採用となったとき又は採用され、採用期間を満了したときは、その効力を失う。ただし、第6条第1項及び第7項本文の規定の適用については、なおその効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前条第1項の許可を取り消すことができる。この場合においては、日本学術振興会理事長と協議しなければならない。

(1) 研究計画に従った研究に専念していないとき。

(2) 研究の進捗状況に問題があるとき。

(3) その他研究所が受け入れる研究員としてふさわしくない行為があったとき。

(日本学術振興会への申請)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者は、日本学術振興会所定の申請書を受入研究者の指示に従って作成し、別に指定する日までに、申請書情報等を学振システムに入力することにより、所長に提出しなければならない。ただし、外国人特別研究員へ申請を行おうとする場合は、この限りでない。

2 受入研究者は、第3条第1項の許可を受けた者について、外国人特別研究員(海外推薦の場合を除く。)へ申請を行おうとする場合は、日本学術振興会所定の申請書を作成し、別に指定する日までに、申請書情報等を学振システムに入力することにより、所長に提出しなければならない。

3 所長は、前2項の規定による申請書の提出があった場合において、申請書情報等の入力事項に不備がないこと、申請書情報等に必要な情報が添付されていること、申請書の提出をすることができる期間内にされたものであることその他の形式上の要件に適合するときは、これを日本学術振興会に提出するものとする。

(日本学術振興会に対する文書の交付)

第6条 所長は、第3条第1項の許可を受けた者について、日本学術振興会から求めがあった場合において、必要があると認めるときは、受入回答書、受入承諾書その他の文書を作成し、交付するものとする。

(学振研究員の服務等)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者であって、日本学術振興会の特別研究員(PD及びRPD)又は外国人特別研究員に採用されたもの(以下「学振研究員」という。)は、あらかじめ提出した研究計画に従い、受入研究者の指導の下に研究に従事し、受入期間満了後、速やかに研究成果を所長に提出しなければならない。

2 学振研究員の受入期間は、日本学術振興会の採用期間とする。

- 3 学振研究員の研究所内における規律及び研究施設等の利用については、研究所の業務に支障のある場合その他所長が特に定める場合を除き、研究所の職員に準じる。
- 4 学振研究員には、必要に応じ、身分証明書を交付する。
- 5 学振研究員には、日本学術振興会が定めるもののほか、研究活動に対する謝金、滞在費その他研究活動に要する経費を支給しない。ただし、所長が特に必要と認める旅費を支給することを妨げない。
- 6 学振研究員は、学振研究員としての職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。
- 7 学振研究員は、受入期間が満了したときその他受入が終了したときは、遅滞なく、様式5による学振研究員受入終了届を所長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項の規定により、その許可を取り消されたときは、この限りでない。

(免責事項)

第8条 研究所は、研究所の職員の故意又は過失によるものを除き、学振研究員が不測の事故等により受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 学振研究員は、故意又は重大な過失により研究所に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(事務分掌)

第10条 第3条第2項及び第5条第3項に規定する事務は総務課会計係において、第6条に規定する事務は総務課庶務係において、それぞれ処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、日本学術振興会特別研究員（PD及びRPD）及び外国人特別研究員の受入に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

様式1 (第2条関係)

学振研究員受入申請書

国立社会保障・人口問題研究所長

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

申請者氏名 ㊟

受入研究者 官職氏名 ㊟

下記のとおり、国立社会保障・人口問題研究所における日本学術振興会の特別研究員等の受入に関する規程第2条第1項の規定に基づき、学振研究員受入を申請します。

氏 名

生年月日

住 所

勤 務 先

職 名

受入予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

配置希望部署 研究部

研究目的

研究計画の概要

様式2 (第2条関係)

履 歴 書

6ヶ月以内撮影

(ふりがな) ○○ ○○ ○○ ○○

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

生 年 月 日 平成 年 月 日 (満 歳)

(ふりがな) ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

現 職 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

本 籍 地又は国籍 ○○県 (○○国)

現 住 所 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号

連 絡 先 T E L : (○○) ○○○○-○○○○ (自宅)

Email :

学歴 (高等学校卒業以降) 平成○○年○○月 ○○○○大学○○学部 卒業

平成○○年○○月 ○○○○大学大学院

○○科○○学専攻修士課程 入学

平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇大学大学院
〇〇科〇〇学専攻修士課程 卒業

平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇大学大学院
〇〇科〇〇学専攻博士課程 入学

平成〇〇年〇〇月 〇〇〇〇大学大学院
〇〇科〇〇学専攻博士課程 卒業

取得学位 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇学修士（〇〇大学）
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇学博士（〇〇大学）

職歴（最終学歴から現在まで） 平成〇〇年〇〇月 〇 〇 〇 〇
平成〇〇年〇〇月 〇 〇 〇 〇
平成〇〇年〇〇月 〇 〇 〇 〇
平成〇〇年〇〇月 〇 〇 〇 〇
（現在に至る）

専攻分野 〇〇学、〇〇学、〇〇学

所属学会 〇〇学会、〇〇学会、〇〇学会

様式3（第2条関係）

誓約書

この度、日本学術振興会の特別研究員として、国立社会保障・人口問題研究所に受入（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）を申請するに当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 関係法令及び国立社会保障・人口問題研究所における関係規則・規程を遵守し、研究所内の規律を保持します。
- 2 貴研究所内で知り得た秘密については、研究期間中及び研究期間終了後も他に漏らすことをいたしません。
- 3 研究期間中における損失等については、関係規程の定めるところに従い、貴研究所にご迷惑をおかけいたしません。

平成 年 月 日

国立社会保障・人口問題研究所長

○ ○ ○ ○ 殿

氏名 ○○ ○○ 印

様式4（第3条関係）

平成 年 月 日

学振研究員受入許可証

○ ○ ○ ○ 殿

国立社会保障・人口問題研究所長

○ ○ ○ ○

下記のとおり、国立社会保障・人口問題研究所における日本学術振興会の特別研究員等の受入に関する規程第3条第1項の規定に基づき、学振研究員としての受入れを許可したので、同条第2項の規定に基づき、許可証を交付します。

記

受入予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

所属部署 部

受入研究者 官職及び氏名

様式5（第7条関係）

平成 年 月 日

学振研究員受入終了届

国立社会保障・人口問題研究所長
○ ○ ○ ○ 殿

氏名 印

下記のとおり、日本学術振興会の特別研究員としての研究を終了したので、国立社会保障・人口問題研究所における日本学術振興会の特別研究員等の受入に関する規程第7条第7項の規定に基づき、届け出ます。

あわせて、同条第1項の規定により、研究成果を提出します。

記

終了年月日 平成 年 月 日

理由